

■平成26年度第11回（第241回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年11月19日（水） 午後4時20分～午後4時50分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、技監、都市戦略本部長、
政策局長、総務局長、財政局長、総合政策監、
市民・スポーツ文化局長

【議 題】（2）（仮称）文化基金の創設について

< 提 案 説 明 >

（仮称）文化基金の創設について、市民・スポーツ文化局長から次のような説明があった。

- ・ 基金設置の経緯としては、平成24年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、平成26年3月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定したところである。
- ・ 「さいたま市文化芸術都市創造計画」では、その推進に当たり、市民と行政が連携・協働を行い、文化芸術都市の創造に向けた取組を進めることを謳っている。
- ・ 今回、新たに創設する「（仮称）文化基金」は、市民や企業からの寄附金や市の積立金の受け皿となり、財政面から「さいたま市文化芸術都市創造計画」の推進をバックアップするものであり、市民と行政が一体となって、文化芸術都市創造の取組を安定的かつ継続的に進めていくことを目的としている。
- ・ なお、「（仮称）文化基金」の創設については、「しあわせ倍増プラン2013」においても目標として掲げている。
- ・ 制度概要について、名称は、「さいたま市文化芸術都市創造基金」としたい。
- ・ 積立については、寄附金、市の積立金、運用益金により行うこととする。
- ・ 処分については、文化芸術事業、文化財産の取得など「文化芸術都市創造計画」を推進するための事業の財源として、活用することを想定している。
- ・ 設置に当たっては、新たに「文化芸術都市創造基金条例」を制定し、既設の「文化財産等取得基金」を廃止し、「文化財産等取得基金」に属する現金を編入したうえで設置することとしたい。
- ・ 当面の運用としては、「さいたま市文化芸術都市創造計画」における重点プログラムである「さいたまトリエンナーレ」の開催のための財源、及び文化財産等の取得のための財源を確保する目的で積立・処分を行うこととしたい。
- ・ 次に、今後のスケジュールとしては、2月定例会に条例議案を上程したいと考えている。その後、平成27年4月に「さいたま市文化芸術都市創造基金」を設置する見

込みである。

< 意見等 >

- ・ 積立に市の積立金とあるが、積立金額は毎年度一定額を想定しているのか。それとも現状の文化事業予算のすべてを「(仮称)文化基金」に積み立てるのか。
- トリエンナーレの開催年度を除いて、毎年度一定額の積み立てを想定している。
- ・ 文化事業に特化した基金となっているが、対象をスポーツ事業まで広げることはいかないか。
- 「(仮称)文化基金」の当面の運用として「さいたまトリエンナーレ」の開催のための財源を想定しているが、これはトリエンナーレが3年に1度の開催であり、その実施に当たっては多額の事業費が必要になることから、その事業費の支出を平準化するという側面もあると考えている。しかし、スポーツ事業は概ね毎年事業を実施していることから、その事業費を基金に積み立てることは、事務手続きが煩雑になり非効率的なため、現時点ではスポーツ事業を対象とすることは考えていない。
- ・ 「(仮称)文化基金」の処分についてだが、「さいたまトリエンナーレ」以外の文化事業は対象となるのか。
- 対象となる。
- ・ 具体的にはどのような事業が対象となるのか。
- 具体的な事業については、現在検討中である。
- ・ 「(仮称)文化基金」の運用について、現時点では「さいたまトリエンナーレ」のみが目立っているため、文化事業全般に活用できる基金となるような仕組みとすべきではないか。
- 「(仮称)文化基金」については、市民や企業からの寄附金や市の積立金の受け皿となり、財政面から「さいたま市文化芸術都市創造計画」の推進をバックアップするものであり、市民と行政が一体となって、文化芸術都市創造の取組を安定的かつ継続的に進めていくことを目的としている。そのため、「さいたまトリエンナーレ」だけでなく、文化事業全般に活用できる基金となるような仕組みとしたい。

< 結果 >

- ・ 市民・スポーツ文化局発議の、(仮称)文化基金の創設については、原案のとおり了承する。

< 会議資料 >

(資料1) (仮称)文化基金の創設について